

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年6月27日

千葉市長 熊谷俊人

千葉市条例第43号

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

千葉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成5年千葉市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

千葉敬愛学園稲毛キャンパス地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された千葉敬愛学園稲毛キャンパス地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められている区域
-------------------------	-------------------------------------------------------------------

別表第2に次のように加える。

千葉敬愛学園稲毛キャンパス地区地区整備計画区域	大学・短大地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 学校、図書館その他これらに類するもの (2) 共同住宅、寄宿舎又は下宿（その用途に供する部分が計画図に示すスポーツ地区にあるものに限る。） (3) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（その用途に供する部分が6階以下であり、かつ、計画図に示す大学・短大地区にあるものに限る。） (4) 事務所（その用途に供する部分が6階以下であるものに限る。） (5) ホテル又は旅館（その用途に供する部分が計画図に示すスポーツ地区にあるものに限る。） (6) 前各号の建築物に附属するもの
	学園高校地区	
	スポーツ地区	
	低層地区	

別表第5に次のように加える。

千葉敬愛 学園稲毛 キャンパス 地区地区 整備計 画区域	大学・短 大地区	建築物の外壁又は これに代わる柱の面 から道路境界線まで の距離は、計画図に 示す1号壁面線につ いては1.5メート ル以上、計画図に示 す2号壁面線につ いては3メートル以 上、計画図に示す3 号壁面線については 5メートル以上とす る。	(1) 地階のもの (2) 自動車車庫、自転 車駐車場、物置その 他これらに類する 附属建築物で、高さ が3メートル以下 のもの (3) 建築物の管理上最 小限必要な附帯施 設
	学園高校 地区		
	スポーツ 地区		
	低層地区		

別表第6に次のように加える。

千葉敬愛学 園稲毛キャン パス地区 地区整備計 画区域	大学・短大地区	45メートル
	学園高校地区	(1) 計画図に示すA区域については、25メートル (2) 計画図に示すB区域については、20メートル
	スポーツ地区	20メートル
	低層地区	10メートル

附 則

この条例は、公布の日から施行する。